

[事案 29-40] がん入院給付金等支払請求

・平成 30 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の「がん（悪性新生物）」に該当しないことを理由にがん入院給付金等が支払われなかったことを不服とし、給付金等の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

入院のうえ、内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を行い、病理組織学的検査等で結腸がんと診断されたため、昭和 59 年 12 月に契約したがん保険にもとづき、がん入院給付金等を請求したが、入院等の原因となった疾病は約款に定める「がん」には該当しないとして給付金等は支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 約款では、上皮内がんが「がん」に該当しないことについて何の記述もなく、契約時にも何の説明もなかった。また、医師からは「がん」との診断を受けている。
- (2) 平成 27 年 12 月に作成された約款では、上皮内がんが対象外と明記されており、がんの定義が変更されているが、その点について何の説明もなかった。
- (3) ICD-8 等、約款でもパンフレットでもない別の資料を保険対象外とする根拠とすることは一種の詐欺行為である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院の原因となった疾病は約款に定める「がん」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上の「がん」に該当するか否かについては、担当医の自由な判断基準に委ねると著しい不公平が生じるため、「WHO 修正国際疾病、傷害および死因統計分類」に準拠して定義されている。上記においては、一貫して、大腸の悪性新生物に関して、粘膜筋板を貫いて粘膜下層に浸潤した腫瘍のみを「悪性新生物」としている。
- (2) 当社が「がん」の定義を変更した事実はない。
- (3) 申立人の病変は、粘膜内にとどまっているため、約款上の「悪性新生物」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等について確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の疾病は約款上の「がん」とは認められず、その他の申立人の主張も認められないほか、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。